

○熊本県旅館業法施行条例の規定による社会教育に関する施設等を指定

(昭和 45 年 9 月 29 日告示第 726 号の 2)

熊本県旅館業法施行条例(昭和 33 年熊本県条例第 26 号)第 2 条の規定による社会教育に関する施設等を次のように指定する。

指定施設

- 1 児童福祉法第 17 条に規定する児童相談所一時保護施設
- 2 へき地保育所設置要綱(昭和 36 年厚生事務次官通知)に基づくへき地保育所
- 3 社会教育法第 3 条の規定に基づく青年の家、少年の家
- 4 社会教育法第 20 条に規定する公民館(市町村条例により設置運営されるものに限る。)
- 5 図書館法第 2 条に規定する図書館
- 6 博物館法第 2 条に規定する博物館
- 7 博物館法第 29 条に基づく動物園
- 8 地方自治法第 244 条の規定に基づく公の体育施設(ハイキングコース・海の家・山の家・キャンプ場・スキー場・海水浴場・その他これらに類する施設を除く)
- 9 都市公園法第 2 条に規定する公園